

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																					
政策企画部 サミット協力室	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものが3件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 600 1774 871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和元年5月30日</td> <td>令和元年5月30日</td> <td>令和元年5月30日</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>令和元年7月10日</td> <td>令和元年7月11日</td> <td>令和元年7月11日</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和元年6月3日</td> <td>令和元年6月3日</td> <td>令和元年6月18日</td> <td>410円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和元年5月30日	令和元年5月30日	令和元年5月30日	280円	令和元年7月10日	令和元年7月11日	令和元年7月11日	280円	B	令和元年6月3日	令和元年6月3日	令和元年6月18日	410円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>過払旅費に関しては、該当者に納付書を送付し、戻入処理を行った。 また、本事例について部内で共有し、旅費事務の適正な執行を行うよう周知を行った。</p>
職員	旅行日			旅行命令			過払旅費額																	
		当初入力日	重複入力日																					
A	令和元年5月30日	令和元年5月30日	令和元年5月30日	280円																				
	令和元年7月10日	令和元年7月11日	令和元年7月11日	280円																				
B	令和元年6月3日	令和元年6月3日	令和元年6月18日	410円																				

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
政策企画部 サミット協力室	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="486 562 1644 716"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月11日</td> <td>29,096円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月6日</td> </tr> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月12日</td> <td>29,500円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月3日</td> </tr> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月24日</td> <td>28,780円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東京発</p>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	大阪府※	令和元年6月11日	29,096円	1人	令和元年9月6日	大阪府※	令和元年6月12日	29,500円	1人	令和元年9月3日	大阪府※	令和元年6月24日	28,780円	1人	令和元年9月3日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>本事例について部内で共有し、旅費事務の適正な執行を行うよう周知を行った。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																			
大阪府※	令和元年6月11日	29,096円	1人	令和元年9月6日																			
大阪府※	令和元年6月12日	29,500円	1人	令和元年9月3日																			
大阪府※	令和元年6月24日	28,780円	1人	令和元年9月3日																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
総務部 市町村課	<p>下記の物品調達事務において、3点の不備があった。</p> <p>1 物品調達事務の概要</p> <table border="1" data-bbox="433 527 1567 1803"> <tr> <td data-bbox="433 527 685 642">調達物品</td> <td data-bbox="694 527 1567 642">選挙公報及び制度紹介等が録音されたカセットテープ(送付用封筒を含む) 476本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 648 685 709">契約金額</td> <td data-bbox="694 648 1567 709">1,147,940円(単価2,233円×数量476本+消費税8% 85,032円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 716 685 1045">契約方法</td> <td data-bbox="694 716 1567 1045"> 随意契約(公開見積合せ※による単価契約) ※公開見積合せとは、物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録させることにより、価格の見積もりをとることをいう。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1052 685 1398">見積受付にあたり公開された仕様書の記載内容</td> <td data-bbox="694 1052 1567 1398"> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書作成に当たっては、カセットテープ送付用の封筒の規格に関係なく1本当たりの消費税込単価及び1本当たりの消費税を記載すること ・作成予定部数 600本(本数確定後、発注書を交付する) ・支払額は、単価に作成する本数を乗じた額とする。 ・無投票となったときは、当該選挙区のテープ及び封筒の作成はしないので、それまでの作業如何を問わず、費用は一切支払わないので留意すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1404 685 1465">見積受付期間</td> <td data-bbox="694 1404 1567 1465">平成31年1月31日から同年2月6日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1472 685 1533">契約(単価確定)日</td> <td data-bbox="694 1472 1567 1533">平成31年2月6日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1539 685 1600">数量確定日</td> <td data-bbox="694 1539 1567 1600">平成31年3月29日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1606 685 1667">納品日</td> <td data-bbox="694 1606 1567 1667">平成31年3月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1673 685 1734">請求日</td> <td data-bbox="694 1673 1567 1734">令和元年6月7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1740 685 1801">支払日</td> <td data-bbox="694 1740 1567 1801">令和元年6月14日</td> </tr> </table>	調達物品	選挙公報及び制度紹介等が録音されたカセットテープ(送付用封筒を含む) 476本	契約金額	1,147,940円(単価2,233円×数量476本+消費税8% 85,032円)	契約方法	随意契約(公開見積合せ※による単価契約) ※公開見積合せとは、物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録させることにより、価格の見積もりをとることをいう。	見積受付にあたり公開された仕様書の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書作成に当たっては、カセットテープ送付用の封筒の規格に関係なく1本当たりの消費税込単価及び1本当たりの消費税を記載すること ・作成予定部数 600本(本数確定後、発注書を交付する) ・支払額は、単価に作成する本数を乗じた額とする。 ・無投票となったときは、当該選挙区のテープ及び封筒の作成はしないので、それまでの作業如何を問わず、費用は一切支払わないので留意すること 	見積受付期間	平成31年1月31日から同年2月6日	契約(単価確定)日	平成31年2月6日	数量確定日	平成31年3月29日	納品日	平成31年3月31日	請求日	令和元年6月7日	支払日	令和元年6月14日	<p>過払いとなっている金額について、直ちに戻入されたい。また、検出事項について原因を確認し、支出命令者及び出納員の役割の再認識、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第78条関係</p> <p>3 物品調達システムによる物品の購入及び修理の手続については、「物品調達システム取扱要領」に基づいて行うものとし、次に掲げるものを除き、公開見積合せ(物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録させることにより、価格の見積りをとることをいう。)を実施するものとする。</p> <p>(1) 【地方自治法施行令】 (歳出の会計年度所属区分) 第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。 4 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度(過年度支出) 第165条の8 出納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならない。</p> <p>(2) 【大阪府財務規則】(支出の命令) 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書(様式第30号)を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p>	<p>過払い金については、令和2年10月13日付で返納を受けた。</p> <p>また、検出事項の原因は、手続きを失念していたこと及びチェックが不十分だったことによるものであった。</p> <p>このことから、課内職員に対し、今回の監査結果を周知し、支出命令者及び出納員の役割について再認識するよう、注意喚起を行った。</p> <p>今後は、支出命令時に主担当者、副担当者だけでなく、複数名で内容を確認することにより、チェック体制の強化を図るとともに、課内全体に定期的に支出命令時における留意点等の周知を図る。</p>
調達物品	選挙公報及び制度紹介等が録音されたカセットテープ(送付用封筒を含む) 476本																						
契約金額	1,147,940円(単価2,233円×数量476本+消費税8% 85,032円)																						
契約方法	随意契約(公開見積合せ※による単価契約) ※公開見積合せとは、物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録させることにより、価格の見積もりをとることをいう。																						
見積受付にあたり公開された仕様書の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書作成に当たっては、カセットテープ送付用の封筒の規格に関係なく1本当たりの消費税込単価及び1本当たりの消費税を記載すること ・作成予定部数 600本(本数確定後、発注書を交付する) ・支払額は、単価に作成する本数を乗じた額とする。 ・無投票となったときは、当該選挙区のテープ及び封筒の作成はしないので、それまでの作業如何を問わず、費用は一切支払わないので留意すること 																						
見積受付期間	平成31年1月31日から同年2月6日																						
契約(単価確定)日	平成31年2月6日																						
数量確定日	平成31年3月29日																						
納品日	平成31年3月31日																						
請求日	令和元年6月7日																						
支払日	令和元年6月14日																						

2 不備事項

(1) 過年度支出

本件は、本来、当該行為の履行があった日（検査日）の属する平成30年度一般会計から支出すべきであったが、出納閉鎖後に支払いの未処理が判明したため、令和元年度一般会計から過年度支出されていた。

(2) 過払い

契約単価に数量を乗じて算出した額を支出すべきところ、支出命令者による支出の命令及び出納員による支出負担行為の確認の双方において見過ごされた結果、下記のとおり**162,964円**の過払いが生じていた。

	単価	数量	消費税	合計金額
《正》 契約内容	2,233円	476本	85,032円	1,147,940円
《誤》 請求内容	2,550円	476本	97,104円	1,310,904円
差引	317円	0本	12,072円	162,964円

(3) 検査調書の作成またはこれに代わる手続の失念

検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、一定のものについては、これに代わる手続（物品調達システムに検査した者の職・氏名を記録する方法等）が認められている。しかし、本件については、いずれも行われていなかった。

(3)

【地方自治法】（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【大阪府財務規則】（検査）

第69条

4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。

【大阪府財務規則の運用】

第69条関係

4 規則第69条第4項の「知事が別に定めるもの」とは、次の各号に掲げる契約とする。

(2) 160万円以下の物品購入に係る契約（物品調達システムに記録されているものに限る。）

5 規則第69条第4項の「知事が別に定める方法」とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 物品調達システムに検査した者の職・氏名を記録する方法

(2) システムで作成する支出命令伺書に検査した者の職・氏名を記載する方法

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容																
財務部 財産活用課	人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。	承認した職務専念義務の免除については取り消し、適正な時間を職務専念義務免除時間とし、残りの時間を年次休暇として処理を行った(令和2年7月31日)。本件の原因としては、再検査に要する時間が不明のため一旦職務専念義務免除時間を終日で申請し、承認を行ったもので、再検査実施後に申請の処理の修正が必要であったところ修正処理を失念していたことにある。今回の指摘事項を踏まえて、今後このようなことが発生しないよう幹部職員会議を通じて各承認者への注意喚起を行い(令和2年8月3日及び同9月28日)、各承認者から全職員に対し再発防止のための周知徹底を図った。また承認者においては職務専念義務免除及び各種休暇などのサービスの承認処理を行う際には、関係規則等を確認し適正な事務処理を実施するよう徹底した。併せて、庶務担当者にて、職務専念義務免除及び各種休暇の承認内容の確認を改めて実施することでチェック体制の強化を図ることとした。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員名</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック受診後の再検査</td> <td>令和元年11月20日</td> <td>午前9時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前9時30分から午後6時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>		職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック受診後の再検査	令和元年11月20日	午前9時30分から午後0時30分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (略) 2 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【休暇休業制度解説】(総務事務システム「各種規定・手引き集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1457 1524 2347 1772"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診(以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診(以下略)	(略)
職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																			
A	人間ドック受診後の再検査	令和元年11月20日	午前9時30分から午後0時30分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)																			
根拠	条文	具体例	備考																				
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診(以下略)	(略)																				

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
府民文化部 府民文化総務課	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="480 562 1391 940"> <thead> <tr> <th>職員名</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和元年7月3日</td> <td>午前9時30分から 午後0時15分まで</td> <td>午前9時30分から 午後6時00分まで (全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和元年7月3日	午前9時30分から 午後0時15分まで	午前9時30分から 午後6時00分まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除することができる。 (略) 2 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【休暇休業制度解説】(総務事務システム「各種規定・手引き集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1433 1461 2371 1745"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)	<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行った。</p> <p>今回の指摘事項の原因としては、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて認識していたにも関わらず、申請時に誤って入力してしまっていたことにある。</p> <p>今回の指摘事項を踏まえて、令和2年度の当該事業参加者の職務専念義務免除の承認状況について確認を行った。</p> <p>また、課内全職員に対して、職務専念義務の免除、各種休暇等のサービスに関する申請や承認を行う際には、関係規則等を確認し適正な処理を行うよう周知徹底した。</p>
職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																	
A	人間ドック	令和元年7月3日	午前9時30分から 午後0時15分まで	午前9時30分から 午後6時00分まで (全日)																	
根拠	条文	具体例	備考																		
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)																		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 府民文化総務課	普通財産の使用貸借契約及び賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に更新登録されていなかった。						<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	下水道管 31.32m マンホール 0.865m	非営利	公共下水道事業 (施設名：府立大学事務局)	無償	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	本柱1本 支線1本	営利	配電支持物の設置 (施設名：府立大学事務局)	3,400円	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	電柱1本(通信 ケーブル2条)	営利	電気通信事業 (施設名：府立大学事務局)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	ガス管 (地下埋設物) 60mm/1.85m 60mm/2.4m	営利	都市ガス供給 (施設名：府立大学事務局)	400円	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	電柱1本	営利	電気通信事業 (施設名：女子大学大仙校舎)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	電柱1本	営利	電気通信事業 (ケーブルテレビジョン) (施設名：女子大学大仙校舎)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31		
土地	本柱1本 支線1本	営利	配電支持物の設置 (施設名：女子大学大仙校舎)	5,400円	R2.4.1～ R3.3.31			

監査(検査)実施年月日(委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで)

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
<p>府民文化部 府民文化総務課</p>	<p>学校用地として貸付けている普通財産（土地）の使用貸借契約について、貸借期間の満了後も更新手続（契約の更新）を行うことなく貸付を継続していた。</p> <p>1 契約期間 旧（更新前） 平成29年10月25日～平成31年3月31日 新（更新後） 平成31年4月1日～令和11年3月31日 ※ 契約の更新に伴う新たな貸付期間（10年）については、受検機関に確認済み。</p> <p>施設名：工業高等専門学校</p> <table border="1" data-bbox="560 787 1605 1094"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>18,109.00㎡</td> <td>非営利</td> <td>学校用地</td> <td>無償</td> <td>H31.4.1～R11.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>203.00㎡</td> <td>非営利</td> <td>学校用地</td> <td>無償</td> <td>H31.4.1～R11.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	18,109.00㎡	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31	土地	203.00㎡	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】 （普通財産の貸付け等） 第4条 普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第8節 普通財産の貸付け 第7 貸付けの手続き 1 部局長等は、貸付けを受けようとする者から府有財産借受申請書を提出させる。 2 申請があったときは、貸付けが適当であるか及び貸付契約の内容について以下の点から十分に検討する。 3 貸し付けることが相当であると認めるときは、伺文書の合議により財務部長（財産活用課長）に協議する。 4 伺文書の決裁完了後その旨を申請者に通知し、貸付契約を締結する。</p>	<p>使用貸借契約の更新を行い、公有財産台帳への登録を行った。 また、グループ内で本事項について周知徹底を図るとともに、契約相手方に対しても更新の漏れのないよう、改めて確認を行った。 今後は、公有財産事務の手引等に基づき、適切な事務処理を行う。</p>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																
土地	18,109.00㎡	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31																
土地	203.00㎡	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>1 府が発注した工事請負契約における工事完了に伴う検査（履行確認）について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。 下記、2件の工事の完了に伴う検査（履行確認）について、文化課の職員名において検査調書が作成されていたが、実際は当該施設を管理運営する指定管理者の現地スタッフに確認させたのみで、本来検査を行うべき工事請負契約の発注者である府（文化課）として、検査（履行確認）行為を行っていなかった。</p> <p>(1) 工事名称 江之子島文化芸術創造センター室内機3台室外機3台修理作業 ア 工事場所 大阪市西区江之子島二丁目1番34号 イ 契約期間 令和元年5月28日から同年6月30日まで ウ 契約金額 2,149,200円 エ 文化課職員が作成していた検査調書（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="602 909 1635 1163"> <tr> <td>完了日</td> <td>令和元年5月30日（報告書受理日：令和元年6月14日）</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>令和元年6月17日</td> </tr> <tr> <td>検査内容</td> <td>契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行い、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。</td> </tr> </table> <p>※ 文化課職員は、現場確認を行っていないにもかかわらず、「現場確認を行った。」と記載していた。</p> <p>(2) 工事名称 大阪府立江之子島文化芸術創造センター1階渡り廊下廻り漏水補修工事 ア 工事場所 大阪市西区江之子島二丁目1番34号 イ 契約期間 令和元年9月3日から同月26日まで ウ 契約金額 604,800円 エ 文化課職員が作成していた検査調書（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="602 1528 1635 1782"> <tr> <td>完了日</td> <td>令和元年9月26日（報告書受理日：令和元年9月26日）</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>令和元年9月26日</td> </tr> <tr> <td>検査内容</td> <td>契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行った。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。</td> </tr> </table> <p>※ 文化課職員は、現場確認を行っていないにもかかわらず、「現場確認を行った。」</p>	完了日	令和元年5月30日（報告書受理日：令和元年6月14日）	検査年月日	令和元年6月17日	検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行い、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。	完了日	令和元年9月26日（報告書受理日：令和元年9月26日）	検査年月日	令和元年9月26日	検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行った。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。	<p>1 検出事項について、契約の履行確認や検査のルールを十分に理解した上で、所属のチェック体制を強化する等、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 （監督又は検査の方法） 第167条の15 4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。</p>	<p>1 室内において、契約の履行確認や検査ルールについて、会計事務の手引や会計事務マニュアルを用いて周知徹底した。 今後は、複数人でのチェック体制を徹底するなど、適正な事務処理を行う。</p> <p>2 検出事項について、原因は契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。 再発防止に向け、工事請負契約に係る適正な手続について、室内に周知徹底を行った。 今後は、契約書（仕様書）に定める提出書類の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行う。</p>
完了日	令和元年5月30日（報告書受理日：令和元年6月14日）														
検査年月日	令和元年6月17日														
検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行い、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。														
完了日	令和元年9月26日（報告書受理日：令和元年9月26日）														
検査年月日	令和元年9月26日														
検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行った。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。														

	<p>と記載していた。</p> <p>2 工事請負契約について、契約書で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>江之子島文化芸術創造センター室内機 3 台室外機 3 台修理作業 (2,149,200 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人届 ・ 主任技術者届 ・ 専門技術者届 	<p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 5 前項の規定は、令第167条の15第4項の規定に基づき検査をした府の職員以外の者について準用する。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第5章 契約 第6節 契約の履行確認 1 履行確認の必要性 3 検査 検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。</p> <p>2 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	
--	---	--	--

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>地方自治法施行令第150条第1項第3号及び大阪府財務規則第9条第2項によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、「大阪府立江之子島文化芸術創造センター室内機3台室外機3台修理作業(2,149,200円)」については、工事請負費で支出すべきところ、委託料として支出されていた。</p> <table border="1" data-bbox="608 661 1528 934"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 661 1068 730">【支出科目(誤)】</th> <th data-bbox="1068 661 1528 730">【支出科目(正)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 730 1068 934"> (款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 委託料</u> </td> <td data-bbox="1068 730 1528 934"> (款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 工事請負費</u> </td> </tr> </tbody> </table>	【支出科目(誤)】	【支出科目(正)】	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 委託料</u>	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 工事請負費</u>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (予算の執行及び事故繰越し) 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。</p> <p>【大阪府財務規則】 (歳入歳出予算の款項目節の区分) 第9条 2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章 支出 第9節 節の説明及び事務手続上の留意点 14 工事請負費 工事請負費は、土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で、工事請負契約により行うものをいいます。</p> </div>	<p>検出事項について、原因は当初は指定管理者に委託する管理運営業務の中で実施する予定であったが、府の直接の執行で対応することになり、工事請負費として執行すべきところ、節流用の手続を行っていなかったことである。</p> <p>室内において、会計事務の手引や会計事務マニュアルの内容について改めて周知するとともに、複数人でのチェック体制を徹底するなど、適正な事務処理を行う。</p>
【支出科目(誤)】	【支出科目(正)】						
(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 委託料</u>	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 工事請負費</u>						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
府民文化部 文化・スポーツ室	<p>管外出張について、出張に係るシステム入力後、支出手続きが行われず、旅費が未払いとなっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="572 527 1353 646"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都千代田区</td> <td>平成31年 4月24日</td> <td>29,260円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費の額	東京都千代田区	平成31年 4月24日	29,260円	<p>検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて職員に周知徹底するとともに、所属のチェック体制を強化する等の措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> </div>	<p>未払いとなっていた旅費について、復命書及び当該職員への経路確認により出張の実態を確認し、実費分(28,580円)を当該職員に支給した。</p> <p>今後、管外出張に当たっては、出張を行う職員が管外出張をシステム入力する前に管外出張予定表を作成し、庶務担当者へ提出するルールを設け、室内職員に周知した。</p> <p>提出された管外出張予定表は、庶務担当及び総括補佐がチェックし、複数人が管外出張予定について把握することで、以降の手續の漏れを防ぐこととした。</p>
出張先	旅行日	旅費の額							
東京都千代田区	平成31年 4月24日	29,260円							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
府民文化部 文化・スポーツ室	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="534 640 1489 907"> <thead> <tr> <th>事実発生時期</th> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年4月</td> <td>1名</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和元年5月</td> <td>2名</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>令和元年9月</td> <td>1名</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	事実発生時期	人数	延べ件数	平成31年4月	1名	1件	令和元年5月	2名	2件	令和元年9月	1名	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われない。</p>	<p>未支給の時間外勤務手当については、勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し追給を行った。 今後は、速やかに時間外勤務実績を入力するよう周知するとともに、月末及び月初に、時間外勤務実績登録承認の締切日を庶務担当から所属内にメールにて知らせることとした。 また、直接監督責任者及び庶務担当者は、締切前に実績未入力の場合がないか再確認し、適正な服務管理を行う。</p>
事実発生時期	人数	延べ件数													
平成31年4月	1名	1件													
令和元年5月	2名	2件													
令和元年9月	1名	1件													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	無体財産権について、公有財産台帳に登録されていないものがあった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(3) 物権は、それを設定した日。</p> <p>(4) 無体財産権は、それを登録した日。</p> <p>(5) 出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及び信託した日。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	種目	財産名	登録番号	登録年月日		
	無体財産権	商標権	ワッハ上方ロゴマーク	第4298255号	平成11年7月23日		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	<p>普通財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>施設名：元モノレール車両基地</p> <table border="1" data-bbox="510 562 1620 978"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>※ 23.12㎡</td> <td>非営利</td> <td>物置の設置</td> <td>96,300円</td> <td>H31.4.1～ R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,677.80㎡</td> <td>非営利</td> <td>夏祭りの開催</td> <td>20,730円</td> <td>R1.8.17</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,677.80㎡</td> <td>非営利</td> <td>餅つき大会の開催</td> <td>21,120円</td> <td>R1.12.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※印の貸付分は、過去の履歴はあるが更新されていなかった。</p>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	※ 23.12㎡	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～ R2.3.31	土地	1,677.80㎡	非営利	夏祭りの開催	20,730円	R1.8.17	土地	1,677.80㎡	非営利	餅つき大会の開催	21,120円	R1.12.15	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳への登録及び更新登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																						
土地	※ 23.12㎡	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～ R2.3.31																						
土地	1,677.80㎡	非営利	夏祭りの開催	20,730円	R1.8.17																						
土地	1,677.80㎡	非営利	餅つき大会の開催	21,120円	R1.12.15																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかった。						<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に借用登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間		
	建物	大阪府中央区難波千日前 12-7 (YES・NAMBAビル)	609.943 m ²	大阪府立上方 演芸資料館として使用	18,462,444 円	H30.4.1 ~R3.3.31		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>普通財産の貸付契約に伴う貸付状況の確認について、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※1）を作成していないものがあつた。また、当該調査を実施した場合に必要な財産活用課長への報告書（※2）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。</p> <p>（※1）様式1：使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※2）様式2：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>1 施設名：元モノレール車両基地</p> <table border="1" data-bbox="495 674 1626 875"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>23.12㎡</td> <td>非営利</td> <td>物置の設置</td> <td>96,300円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設名：センチュリーオーケストラハウス</p> <table border="1" data-bbox="495 989 1715 1161"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>2,164.84㎡</td> <td>非営利</td> <td>楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場</td> <td>8,648,310円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	23.12㎡	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～R2.3.31	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	建物	2,164.84㎡	非営利	楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場	8,648,310円	H31.4.1～R2.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財規則】 （貸付状況の確認） 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 （4） 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年一回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> <p>【平成30年3月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】 1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。</p>	<p>実地調査を行った後、チェックリストを作成し、財産活用課長への報告を行った。</p> <p>再発防止に向け、普通財産の貸付契約に係る適正な手続について、室内に周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産規則に基づき、適正な事務処理を行うとともに、基準日に実地調査を行う。</p>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																						
土地	23.12㎡	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～R2.3.31																						
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																						
建物	2,164.84㎡	非営利	楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場	8,648,310円	H31.4.1～R2.3.31																						

		<p>2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。</p> <p>3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

物品の受入手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>無償で譲り受けた（寄附採納）、下記物品について、寄附採納手続を行っていないかった。</p> <p>1 寄附物品 のれん 7枚 （大阪出身のイラストレーターが「笑い」をモチーフに作成した作品）</p> <p>2 設置場所 大阪府立上方演芸資料館</p>	<p>検出事項について、物品の受入事務を十分理解した上で、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿（様式第39号） (2) 消耗品出納簿（様式第40号）</p> <p>【会計事務の手引】 第8章 物品 第4節 物品の出納 4 寄附採納による受入事務 (1) 寄附申出書の受理 寄附者より寄附申出書を受けます。ただし、軽易な物品（例えば、図書のようなもの）については、寄附申出書の省略ができます。 (2) 寄附採納伺書の作成及び決裁 寄附物品の採納受諾伺書を作成し、物品管理者の決裁を受け、出納員に合議します。 なお、負担付きの寄附又は贈与に該当するときは、議会の議決事項（地方自治法第96条第1項第9号）となります。 (3) 寄附受諾書の交付及び受入通知 物品管理者は、採納を決定したときは、寄附申込者に寄附受諾書を交付するとともに出納員へ受入通知します。</p>	<p>寄附申出者から申出書を受領し、物品調達システムの登録後に寄附受領書を交付した。 今後は、大阪府財務規則及び会計事務の手引に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

		<p>(4) 物品の受領 出納員は、寄附申込者から物品を受領し、受領書（受領印は公印を寄附者に交付します。</p> <p>(5) 出納簿への受入記簿 物品の受入通知に基づき、出納簿に受入記簿（受入日付は、物品受領書の受入日付）します。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																				
環境農林水産部 環境農林水産 総務課	<p>過年度に撤去（一部撤去を含む。）した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳から除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 514 1507 1050"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明設備</td> <td>照明装置</td> <td>0 個</td> <td>615,000円</td> </tr> <tr> <td>植込み擁壁</td> <td>囲障</td> <td>0 個</td> <td>1,407,000円</td> </tr> <tr> <td>車止め</td> <td>雑工作物</td> <td>0 個</td> <td>804,000円</td> </tr> <tr> <td>誘導標識</td> <td>諸標</td> <td>0 個</td> <td>2,256,000円</td> </tr> <tr> <td>照明器具</td> <td>照明装置</td> <td>0 個</td> <td>369,000円</td> </tr> <tr> <td>点字タイル</td> <td>諸標</td> <td>0 個</td> <td>511,000円</td> </tr> <tr> <td>ネットフェンス</td> <td>囲障</td> <td>4 個</td> <td>615,078円</td> </tr> <tr> <td>ネットフェンス</td> <td>囲障</td> <td>1 個</td> <td>552,514円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本件、6件について、公有財産台帳では数量が「0個」と登録されていた。</p>	財産名称	種目	数量	取得価額	照明設備	照明装置	0 個	615,000円	植込み擁壁	囲障	0 個	1,407,000円	車止め	雑工作物	0 個	804,000円	誘導標識	諸標	0 個	2,256,000円	照明器具	照明装置	0 個	369,000円	点字タイル	諸標	0 個	511,000円	ネットフェンス	囲障	4 個	615,078円	ネットフェンス	囲障	1 個	552,514円	<p>検出事項について、保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われない。</p> <p>また、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録）</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格）</p> <p>第12条</p> <p>(5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。</p> <p>ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> <p>イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳からの除却処理を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
財産名称	種目	数量	取得価額																																				
照明設備	照明装置	0 個	615,000円																																				
植込み擁壁	囲障	0 個	1,407,000円																																				
車止め	雑工作物	0 個	804,000円																																				
誘導標識	諸標	0 個	2,256,000円																																				
照明器具	照明装置	0 個	369,000円																																				
点字タイル	諸標	0 個	511,000円																																				
ネットフェンス	囲障	4 個	615,078円																																				
ネットフェンス	囲障	1 個	552,514円																																				

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 環境管理室 環境保全課</p>	<p>長期継続契約を締結している下記業務委託契約について、令和元年度分に係る経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われていた。</p> <p>業務名称：大気汚染常時監視測定局の保守管理等業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約日：平成30年6月14日 2 委託期間：平成30年7月1日から平成32年（令和2年）12月31日まで 3 契約金額：150,120,000円 4 平成31年4月分検査日：令和元年5月22日 5 平成31年4月分請求日：令和元年5月27日（請求金額4,824,000円） 6 経費支出伺書の決裁日：令和元年5月23日 7 支出負担行為額（令和元年度）：60,048,000円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項は、大阪府財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。</p> <p>会計事務の不備に関して、令和2年度の商工労働部・環境農林水産部合同会計事務研修の資料を用いて、グループ内で令和2年10月30日に伝達研修の実施や資料の回覧を行い、適正な事務処理について再確認を行った。</p> <p>また、年度末に支出負担行為が必要な長期継続契約案件を全てリストアップし、手続漏れがないか確認することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課	借用財産について、公有財産台帳の更新登録を行っていないものがあった。						検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。	未登録分については、令和2年7月20日付けで環境農林水産部環境管理室事業所指導課において、公有財産システムに更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、遅滞なく適正な事務処理を行うこととする。
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間		
	建物	豊中市服部西町5丁目1-1	2㎡	航空機騒音常時監視システム機器設置	免除	H30.4.1~H31.3.31 H31.4.1~R2.3.31		
	建物	豊中市野田町1番2号	2㎡	航空機騒音常時監視システム機器設置	無償	H30.4.1~H31.3.31 H31.4.1~R2.3.31		
建物	大阪市淀川区十八条3-1-65	2㎡	航空機騒音常時監視システム機器設置	免除	H30.4.1~H31.3.31 H31.4.1~R2.3.31			
※ 本件、全て公有財産台帳では借用期間が、「H29.4.1~H30.3.31」のまま放置されていた。								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																			
都市整備部 都市計画室	<p>報償費の支出において、所得税の源泉徴収の手続きをとらず、報償費から源泉徴収額を差し引いた金額を報償費として支給していた。そのため所得税の納付もしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="430 562 1279 1115"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th colspan="2">区分</th> <th>支出金額</th> <th>源泉徴収額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">令和2年 3月12日</td> <td colspan="2">誤</td> <td>7,070円</td> <td>0円</td> <td>7,070円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>報償費</td> <td>7,070円</td> <td>0円</td> <td>7,070円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">正</td> <td>8,300円</td> <td>1,230円</td> <td>7,070円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>報償費</td> <td>8,300円</td> <td>1,230円</td> <td>7,070円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	区分		支出金額	源泉徴収額	差引支給額	令和2年 3月12日	誤		7,070円	0円	7,070円	内訳	報償費	7,070円	0円	7,070円	旅費	0円	0円	0円	正		8,300円	1,230円	7,070円	内訳	報償費	8,300円	1,230円	7,070円	旅費	0円	0円	0円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【所得税法】 (源泉徴収義務) 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p>【所得税法施行令】 (報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収) 第320条 法第204条第1項第1号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第28条第6項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。</p> <p>【所得税基本通達】 第6章 報酬、料金等に係る源泉徴収 法第204条《源泉徴収義務》関係 〔共通関係〕 (報酬、料金等の性質を有するもの) 204-2 法第204条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。</p> </div>	<p>源泉徴収額の未納について、追徴の手続きを行い、所得税の納付を行った。</p> <p>監査結果を受け、室内幹部会議において、原因及び適正な事務処理について周知徹底を行った。</p> <p>今後は、室内会計研修を実施するとともに、決裁時に複数人で確認することでチェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。</p>
実施日	区分		支出金額	源泉徴収額	差引支給額																																	
令和2年 3月12日	誤		7,070円	0円	7,070円																																	
	内訳	報償費	7,070円	0円	7,070円																																	
		旅費	0円	0円	0円																																	
	正		8,300円	1,230円	7,070円																																	
	内訳	報償費	8,300円	1,230円	7,070円																																	
		旅費	0円	0円	0円																																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>都市整備部 都市計画室</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和2年3月31日に遡る形で行われていた。</p> <p>業務名称：「箕面森町における府有財産の売買に関する契約書」に係る負担金精算差額の支払いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経費支出伺書の起案日：令和2年5月8日 決裁日：令和2年5月8日 2 経費支出伺書の起票日：令和2年3月31日 3 支出負担行為額：1,733,898円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節 2 支出負担行為の会計事務手続（経費支出伺書の作成） (2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出伺書は、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。 3 支出負担行為としてとらえる時期 支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">節の名称</th> <th style="width: 35%;">支出負担行為としてとらえる時期</th> <th style="width: 35%;">支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18負担金、補助及び交付金</td> <td>支出決定のとき又は指令をするとき</td> <td>支出しようとする額又は指令金額</td> </tr> </tbody> </table> </div>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	18負担金、補助及び交付金	支出決定のとき又は指令をするとき	支出しようとする額又は指令金額	<p>検出事項については、担当者が契約手続を行う際に、経費支出伺書を同時に手続きすべきところを失念したことによるものである。</p> <p>監査結果を受け、室内幹部会議において、原因及び適正な事務処理について周知徹底を行った。</p> <p>再発防止に向け、会計事務を担当する職員に対して会計研修を行い、周知徹底を図るとともに、チェックシートを作成し、契約関係の起案決裁時にチェックを行っていく。</p>
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲							
18負担金、補助及び交付金	支出決定のとき又は指令をするとき	支出しようとする額又は指令金額							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
都市整備部 都市計画室	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="439 569 1448 726"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県</td> <td>令和元年8月2日</td> <td>62,740円</td> <td>2人</td> <td>令和元年10月17日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>令和元年8月8日</td> <td>58,900円</td> <td>2人</td> <td>令和元年10月17日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	千葉県	令和元年8月2日	62,740円	2人	令和元年10月17日	東京都	令和元年8月8日	58,900円	2人	令和元年10月17日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>室内幹部会議において、監査結果の報告を行うとともに、所属職員に対し旅費の精算に遅延がないよう旅費制度の周知と注意喚起を行った。</p> <p>また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに旅費の未精算がないかチェックリストによる確認を行い、未精算が有る場合は、当該職員へ精算処理を促すなど法令等に基づく適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日														
千葉県	令和元年8月2日	62,740円	2人	令和元年10月17日														
東京都	令和元年8月8日	58,900円	2人	令和元年10月17日														

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																										
都市整備部 港湾局	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものが7件あった。</p> <p>また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="454 638 1519 1383"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成31年4月23日</td> <td>平成31年4月15日</td> <td>平成31年4月15日</td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成31年4月25日</td> <td>平成31年4月25日</td> <td>平成31年4月25日</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>令和元年6月20日</td> <td>令和元年6月20日</td> <td>令和元年6月25日</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>令和元年7月19日</td> <td>令和元年7月17日</td> <td>令和元年7月17日</td> <td>1,380円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>令和元年8月6日</td> <td>令和元年7月18日</td> <td>令和元年7月19日</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>令和元年9月12日</td> <td>令和元年9月11日</td> <td>令和元年9月11日</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>令和2年1月27日</td> <td>令和2年1月27日</td> <td>令和2年1月27日</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	平成31年4月23日	平成31年4月15日	平成31年4月15日	560円	B	平成31年4月25日	平成31年4月25日	平成31年4月25日	380円	C	令和元年6月20日	令和元年6月20日	令和元年6月25日	330円	D	令和元年7月19日	令和元年7月17日	令和元年7月17日	1,380円	E	令和元年8月6日	令和元年7月18日	令和元年7月19日	230円	F	令和元年9月12日	令和元年9月11日	令和元年9月11日	460円	G	令和2年1月27日	令和2年1月27日	令和2年1月27日	1,300円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>局内幹部会において監査結果の報告を行い、所属職員に対し管内旅費の二重登録のまま承認された事案について、注意喚起を行った。</p> <p>重複入力となっている過払い旅費については、速やかに返納手続きを行った。</p> <p>また、本件以外に過払いがないか再度確認を行った結果、本件以外はなかった。</p> <p>今後このような誤りがないよう、職員は申請時に、承認者は決裁時に二重登録等不適切な処理が発生しないよう確認し、旅費担当者は旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、局各職員に対しても、会計事務研修等で適正処理について、周知徹底を図っていく。</p>
職員	旅行日			旅行命令			過払旅費額																																						
		当初入力日	重複入力日																																										
A	平成31年4月23日	平成31年4月15日	平成31年4月15日	560円																																									
B	平成31年4月25日	平成31年4月25日	平成31年4月25日	380円																																									
C	令和元年6月20日	令和元年6月20日	令和元年6月25日	330円																																									
D	令和元年7月19日	令和元年7月17日	令和元年7月17日	1,380円																																									
E	令和元年8月6日	令和元年7月18日	令和元年7月19日	230円																																									
F	令和元年9月12日	令和元年9月11日	令和元年9月11日	460円																																									
G	令和2年1月27日	令和2年1月27日	令和2年1月27日	1,300円																																									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
都市整備部 港湾局	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが9件あった。					検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。	局内幹部会において監査結果の報告を行い、所属職員に対し旅費の精算に遅延がないよう注意喚起を行った。
	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。	管外出張を行った職員に対し、総務事務担当者から個別に精算の必要性について説明し、期限内に速やかに精算報告を行うよう指導するとともに旅費の未精算がないかリストによる確認を行い、出張後1週間以内に精算・復命書がなければ、個別に提出を促す等、適正な処理を行う。
	東京都	平成31年4月12日	29,240円	1人	令和元年5月13日		
	東京都	平成31年4月19日	59,040円	2人	令和元年5月29日		
	東京都	平成31年4月24日	20,480円	1人	令和元年5月27日		
	神奈川県	令和元年6月27日	28,390円	1人	令和元年8月30日		
	東京都	令和元年6月27日から同月28日まで	76,600円	2人	令和元年8月30日		
	宮崎県	令和元年7月17日	94,880円	2人	令和元年9月2日		
	高知県	令和元年7月18日	49,570円	3人	令和元年8月30日		
	東京都	令和元年7月19日	29,600円	1人	令和元年8月30日		
東京都	令和元年10月9日	38,840円	1人	令和元年11月15日			

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和二年6月11日から同年8月31日まで)